

平成31年度川越市食品衛生監視指導計画と平成30年度川越市食品衛生監視指導計画の対照表

平成31年度川越市食品衛生監視指導計画	平成30年度川越市食品衛生監視指導計画
目次	目次
はじめに 1	はじめに 1
第1 基本方針 2	第1 基本方針 2
第2 監視指導計画の適用区域と適用期間 2	第2 監視指導計画の適用区域と適用期間 2
第3 監視指導の実施体制等に関する事項 3	第3 監視指導の実施体制等に関する事項 3
第4 監視指導計画 6	第4 監視指導計画 6
第5 計画の実施状況等の公表及び普及啓発事業の実施 19	第5 計画の実施状況等の公表及び普及啓発事業の実施 19
第6 食中毒等健康被害発生時の対応 21	第6 食中毒等健康被害発生時の対応 21
第7 食品等事業者の自主的衛生管理の推進 22	第7 食品等事業者の自主的衛生管理の推進 22
第8 食品衛生に係る人材育成・資質向上等 24	第8 食品衛生に係る人材育成・資質向上等 24
別表1 平成31年度立入検査実施計画 25	別表1 平成30年度立入検査実施計画 25
別表2 平成31年度収去検査実施計画 27	別表2 平成30年度収去検査実施計画 27
<p>はじめに</p> <p>この計画は、食品衛生法^{※1}第24条の規定により、食品衛生上の危害の発生防止の観点から川越市が実施する、食品の製造・販売施設、食鳥処理施設及び卸売市場に対する監視指導について策定したものです。また、食品等の生産・製造から販売までの実態や近年の食品による健康被害の発生状況、さらに川越市の監視指導の実施体制を含めた実行可能性も考慮して、重点的、効率的かつ効果的な監視指導を行うことにより、市民の食生活の安全・安心を確保することを目的としています。</p> <p>川越市は、首都圏にありながら、商品作物を生産する近郊農業や交通の利便性を生かした食品の流通・製造業等が発展しています。また、蔵造りの町並みや川越まつりなど、歴史的、文化的遺産が数多く残り、川越市を訪れる観光客は<u>非常に多く</u>、年間730万人に達しています。これらの地域特性を考慮して、食の安全・安心を確保するための施策を実施していきます。</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 監視指導計画の適用区域と適用期間</p> <p>1 (略)</p> <p>2 適用期間 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで</p>	<p>はじめに</p> <p>この計画は、食品衛生法^{※1}第24条の規定により、食品衛生上の危害の発生防止の観点から川越市が実施する、食品の製造・販売施設、食鳥処理施設及び卸売市場に対する監視指導について策定したものです。また、食品等の生産・製造から販売までの実態や近年の食品による健康被害の発生状況、さらに川越市の監視指導の実施体制を含めた実行可能性も考慮して、重点的、効率的かつ効果的な監視指導を行うことにより、市民の食生活の安全・安心を確保することを目的としています。</p> <p>川越市は、首都圏にありながら、商品作物を生産する近郊農業や交通の利便性を生かした食品の流通・製造業等が発展しています。また、蔵造りの町並みや川越まつりなど、歴史的、文化的遺産が数多く残り、川越市を訪れる観光客は<u>年々増加し</u>、年間700万人に達しています。これらの地域特性を考慮して、食の安全・安心を確保するための施策を実施していきます。</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 監視指導計画の適用区域と適用期間</p> <p>1 (略)</p> <p>2 適用期間 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで</p>

第3 監視指導の実施体制等に関する事項

- 1 (略)
- 2 厚生労働省、関係自治体及び庁内との連携
【厚生労働省及び関係自治体との連携】

(1) 市の区域を越えて広域的に流通する食品等の違反情報への対応や食中毒発生時には、厚生労働省及び関係自治体食品衛生担当部局と連携を緊密にし、流通及び被害の拡大防止対策を講じます。特に広域的な食中毒事案が発生した場合には、広域連携協議会等により、相互に連携を図ることにより、食中毒患者等の広域にわたる発生及びその拡大防止に努めます。

また、各種会議や協議会等を通じて、食品衛生に関する問題の討議、監視指導状況や衛生対策について情報交換等を行います。

平成23年3月に発生した福島第一原子力発電所の事故に関連し、食品の放射性物質検査の結果、基準値を超えたものについては、市の区域を越えて関係自治体と連携して当該品が流通することを防ぎます。

- (2) (略)
 - 【庁内の連携】
(略)
- 3～5 (略)

第4 監視指導計画

- 1 (略)
- 2 重点的監視事項

- (1) 施設別対策
ア～ウ (略)

エ 浅漬等の製造を行う施設及びカット野菜を加工する施設に対する監視指導
漬物製造業者の製造した浅漬による腸管出血性大腸菌食中毒の発生を受け、平成25年12月13日に漬物の衛生規範※15の改正が行われました。これに基づき、市内の浅漬製造施設に対しての監視指導を行い、必要に応じて収去検査を実施します。

また、生食用野菜による食中毒が疑われる事例が発生していることを踏まえ、加熱せずに喫食するカット野菜を加工する施設について、監視指導を行います。

- (2) (略)
- (3) 食中毒病因物質別対策
ア (略)
イ 腸管出血性大腸菌(O157、O26、O111等)対策

第3 監視指導の実施体制等に関する事項

- 1 (略)
- 2 厚生労働省、関係自治体及び庁内との連携
【厚生労働省及び関係自治体との連携】

(1) 市の区域を越えて広域的に流通する食品等の違反情報への対応や食中毒発生時には、厚生労働省及び関係自治体食品衛生担当部局と連携を緊密にし、流通及び被害の拡大防止対策を講じます。_____

また、各種会議や協議会等を通じて、食品衛生に関する問題の討議、監視指導状況や衛生対策について情報交換等を行います。

平成23年3月に発生した福島第一原子力発電所の事故に関連し、食品の放射性物質検査の結果、基準値を超えたものについては、市の区域を越えて関係自治体と連携して当該品が流通することを防ぎます。

- (2) (略)
 - 【庁内の連携】
(略)
- 3～5 (略)

第4 監視指導計画

- 1 (略)
- 2 重点的監視事項

- (1) 施設別対策
ア～ウ (略)

エ 浅漬等の製造を行う施設_____に対する監視指導
漬物製造業者の製造した浅漬による腸管出血性大腸菌食中毒の発生を受け、平成25年12月13日に漬物の衛生規範※15の改正が行われました。これに基づき、市内の浅漬製造施設に対しての監視指導を行い、必要に応じて収去検査を実施します。

また、加熱せずに喫食するカット野菜を加工する施設についても、同様に監視指導を行います。

- (2) (略)
- (3) 食中毒病因物質別対策
ア (略)
イ 腸管出血性大腸菌(O157、O26、O111等)対策

①～③ (略)

④ 近年の腸管出血性大腸菌O157による食中毒事案をふまえ、食品提供施設に対し、食品取扱者の健康管理、食品の殺菌方法等の腸管出血性大腸菌による食中毒予防対策に関する関係事業者への普及啓発、注意喚起等を行います。
特に生食用野菜による食中毒が疑われる事例及び浅漬による食中毒事例が発生していることを踏まえ、加熱しないで喫食する食品については、衛生的な取扱い及び汚染防止を行い、可能なものは殺菌処理を行うよう、事業者への監視指導を徹底します。

ウ～カ (略)

(4)～(6) (略)

(7) 食鳥処理場の監視指導

認定小規模食鳥処理場※31における食鳥処理衛生管理者の従事状況や、食鳥処理羽数上限の遵守及び確認状況について監視指導を行います。また、食鳥とたい※32等の取扱いや衛生管理について監視指導を行います。
また、HACCPの考え方を取り入れた衛生管理についても推進を行います。

(8)、(9) (略)

3 (略)

4 食品等の収去検査等

(1)、(2) (略)

(3) 収去検査計画

平成31年度の収去検査は、別表2の計画に基づき実施します。

5、6 (略)

第5 計画の実施状況等の公表及び普及啓発事業の実施

1 監視指導の計画と実施結果の公表

平成31年度の監視指導計画とその実施結果及び収去検査結果等の概要については、平成32年6月末日までに公表します。また、夏期食中毒予防対策及び年末一斉監視の結果については、随時公表します。

2 (略)

第6 (略)

第7 食品等事業者の自主的衛生管理の推進

1、2 (略)

3 HACCP導入の推進

①～③ (略)

④ 平成29年に関東地方を中心に発生した腸管出血性大腸菌O157による食中毒事案をふまえ、食品提供施設に対し、食品取扱者の健康管理、食品の殺菌方法等の腸管出血性大腸菌による食中毒予防対策に関する関係事業者への普及啓発、注意喚起等を行います。

ウ～カ (略)

(4)～(6) (略)

(7) 食鳥処理場の監視指導

認定小規模食鳥処理場※31における食鳥処理衛生管理者の従事状況や、食鳥処理羽数上限の遵守及び確認状況について監視指導を行います。また、食鳥とたい※32等の取扱いや衛生管理について監視指導を行います。

(8)、(9) (略)

3 (略)

4 食品等の収去検査等

(1)、(2) (略)

(3) 収去検査計画

平成30年度の収去検査は、別表2の計画に基づき実施します。

5、6 (略)

第5 計画の実施状況等の公表及び普及啓発事業の実施

1 監視指導の計画と実施結果の公表

平成30年度の監視指導計画とその実施結果及び収去検査結果等の概要については、平成31年6月末日までに公表します。また、夏期食中毒予防対策及び年末一斉監視の結果については、随時公表します。

2 (略)

第6 (略)

第7 食品等事業者の自主的衛生管理の推進

1、2 (略)

3 HACCP導入の推進

平成27年6月30日に川越市食品衛生法施行条例の一部改正を行い、営業者が公衆衛生上講ずべき措置の基準について、従来の管理運営基準に加え、新たにHACCP※36導入型基準を設定しました。営業者は、従来の管理運営基準又はHACCP導入型基準のいずれかを選択して衛生管理を行うことになりました。

また、平成30年6月の食品衛生法一部改正により、HACCPが原則全ての食品等事業者に対し、義務化されることとなったことを踏まえ、引き続き、食品等事業者に対するHACCP講習会を実施します。

併せて、監視指導時等に食品等事業者の業種や業態規模などに応じた助言等により、HACCP導入の衛生管理の普及啓発及び導入の推進を図ります。

4、5（略）

第8（略）

平成27年6月30日に川越市食品衛生法施行条例の一部改正を行い、営業者が公衆衛生上講ずべき措置の基準について、従来の管理運営基準に加え、新たにHACCP※36導入型基準を設定しました。営業者は、従来の管理運営基準又はHACCP導入型基準のいずれかを選択して衛生管理を行うことになりました。

また、将来的なHACCPの義務化に備えるために、食品等事業者に対する講習会を実施します。

併せて、食品等事業者の業種や業態規模などに応じた助言、指導により、同条例に基づくHACCP導入型基準の衛生管理の普及啓発及び導入の推進を図ります。

4、5（略）

第8（略）